

艇代表者会議 議事録

日時： 令和4年6月5日 13時30分～16時30分
場所： 宮城外洋帆走協会 事務所1階
参加者： 小浜フリート艇オーナー14名、A栈橋係留高橋元理事
Y23クラブ田村代表、黄川田元理事長
オブザーバー参加 Y23クラブ関係者

14艇の小浜フリート艇オーナーの参加で会議が開催された。(添付資料)

会議途中で、会議に小浜フリート艇オーナー以外の方が、会議に参加していることへの疑問が寄せられた。中にはMORC会員でない方まで参加されていたが、議決する場ではなくあくまでも状況理解を広く多くの方々に知っていただくとの観点から、退席は求めず、参加していただいた。また、Y23関係者は、最初の議案であるY23クラブ設立の議案終了後退席された。議長としてEmichan乾が指名された。

(議事録の中で、Y23クラブがMORCに寄贈を考えている栈橋について、Y栈橋(仮称)として記載しましたことをご容赦ください)

最初に、議長から6月5日艇代表者会議の議案が、Y23クラブ設立、A栈橋経過報告、C栈橋からの理事候補者確認、倉庫設置、セーリングツアーの5議案であることが伝えられ、順次話し合いを行った。

1. Y23クラブ設立について

Y23クラブ田村代表者から、事前に配布された資料をもとに、説明がなされた。

田村代表

【これまでMORCでの位置付け、栈橋利用、費用負担などルールが定まらないまま小浜で活動が行われていたことを問題と捉え、法律やMORCの定款に基づきルールを定めることとした。MORCでの位置付けは、小浜フリート、松島フリートと同列の位置付けとする。Y23係留について、200万円相当のY栈橋(B栈橋延長部分)をMORCに寄贈する。Y栈橋だけでは全てのY23係留を賄えないので、B栈橋の一部を無償で使用したい。Y栈橋の日常的管理はY23クラブで行うが、大規模風水害が発生した場合は、その修復については、MORCと相談したい。5万円の小浜運営管理費について、小浜運営管理費総額とY23艇数から算出して、1艇あたり、3万円を負担する。艇登録料もルールに従って支払う。小浜フリートを単なる泊地として考えているのではなくY23クラブもヨット発展など社会的貢献に寄与できるものとする。】

議長より、7つの観点(クラブ設立、Y栈橋設置、MORCへの譲渡、Y栈橋設置の災害時復旧、B栈橋無償利用、小浜運営管理費3万円負担、これまでの小浜フリート艇の小浜運営管理費減額)に整理して、議事進行を行うことへの了解確認があった。

それに対し、松木オーナーから、【これまでの施設利用に対する負担に関する議案なくして、話し合いが成立しないとの意見が出された。】

この意見により、議長が、これまでのY23活動の経緯についてY23活動参加者、そして小浜に艇をおくオーナーがどのように考えているのか発言を求めた。

玉谷オーナー【 Y23クラブでルールを決めることなく、小浜のルールに従うこともなく施設利用を行ってきたことは問題であり、田村代表にその回答を求めた。】

熊谷オーナー【 Y23クラブでルールを決まっていなかったというが、何故私たちと同じルールで運用できなかったのか？ 同じ手順で同じ金額で運用できないのはどうしてか？ 小浜にお金を払わず登録もせずに艇を置けると判断した当事者が誰であるか、またその経緯について説明を求めた。】

田村代表から、【 議論もないままに始まった】との回答に対し、

会場から【 不法占拠ではないか、Y23のみ5万円を支払わないで済んでいるのはなぜかとの声があった】

鈴木オーナーから【 小浜フリートの歴史的経緯が説明され、その後Y23はこれまでの、MORC、小浜のルールには含まれない分野に該当する。若年層との交流、全国的な広がりが可能となる誰でもレンタルできる艇で競技ができるという、新しい時代の要請に対応するものであるとの説明があった。】

議長があらためて、Y23を個人的に購入し係留しているオーナーの一人である岩間Y23オーナーに、【 どうして小浜に来ることになったのか説明を求めた。】

岩間Y23オーナー【 Y23が始まった当初の経緯については知らないが、Y23をヨットの普及のために使いたいのので、Y23を購入してくれたら、Y23を無料で置いて良いと、MORCの役員から言われて購入した。本当に無料で置けるかということについて、事実なのかどうかについて心配もした。今も“契約をちゃんと履行してもらおう”という観点から、無料でおいてもらえるものと考えている。もし小浜にヨットを置く当初の契約条件が履行されなくて、法律的に紛争になってしまった場合、和解案として提示するものとして今回Y23クラブが検討し提案した。】

赤石理事長【 今回のY23オーナーへの条件提示を行ったのが当時のMORC役員であり、自身もその提案によりヨットを購入した。】

議長から、【 船を購入するにあたり、無料で船を置けるという条件があったので活動を始めたとの確認、船を売却したのが、館石元理事であったことの確認がなされた。】

田村代表【 自分がオーナーになった船を無償で置くという感覚で始めたことではなく、皆で乗ってもらったり、学生の方が自由に乗れるための船を提供するという感覚が強かったことは間違いのないところである。単にタダだから船を置くというのではなく、船は提供するというで始めたことである。】

鈴木オーナー【 Y23を通して、レースの開催に少しでも役に立ちたいとの考えから1艇購入した。】

高橋オーナー【 人が集まらない状況の中で、館石社長からどうやったら面白くなれるかという相談を受けて、Y23という艇を集めれば面白い企画になると考えた。館石社長がY23を集める中、会社として全てを維持しきれなくなり、オーナーを探し負担していただくことで解決を図った。公的なことに貢献したい、ヨットを広げたいという思いがあったので、Y23を2艇購入した。そのような観点であったが、他の方への当初の説明に足りないところがあり、また小浜に関わる方々への周知も不足していた。しかし、小浜に関わる方々には、ヨット普及のために何をしたら良いのかを考えていただきたい。MORCの原点は何なのかも含めて、今一度皆様に考えていただきたい。】

熊谷オーナー【 どれくらい的人数でY23活動を行っているかも不明であり、具体的な会員名簿は理解を深めるのに必要ではないか？】

佐々木オーナー 【 現時点で、Y23クラブは認められない。我々の先輩が様々な規約を試行錯誤して作ってきた。それが機能していたからこそまでやってこれた。原点に変えるべきだ。小浜のルールを受け入れられないのであれば、他所で活動してもらわざるを得ない。昨年の総会でY23クラブは小浜フリートの一部門である必要があると意見した。】

赤石理事長 【 Y23クラブはこれまでの小浜フリートとは形態が違うものである。新しいものを創るのに、古いものに拘る必要はない。舘石社長からY23活動では色々な方がヨットを使うことができる。これまでとは異なる毛色の提案をされたのでY23を購入した。違う毛色のものができるのに、小浜フリートの従来規約を当てはめるには違和感を覚える。小浜フリートの方が松島フリートの運営にとにかく言えるものではない。違う組織だから違う運営がある。新しいものができた時に、小浜という場所が同じであるという理由だけで、解釈して良いものかと考えているというのが、佐々木オーナーに対する答えである。】

今村オーナー 【 クラブ組織である以上、全員が平等である必要がある。規則がある以上、Y23クラブだけ別扱いにするのでは不公平となる。クラブ設立の前にルールに則って、登録して、負担すべきものは負担し、棧橋を使用するのであればバランスの取れた棧橋使用料を負担していただく。その後にY23クラブとして活動するのであれば理解できる。これらの手順なしでの今回の提案には凄い違和感を感じるので、まずはルールに則って頂きたい。まず登録して仲間に入って頂かないと違和感不公平感を拭えない。】

橋内オーナー 【 Y23艇数が増えたので收拾がつかなくなったのではと推察していた。Y23は若い方が多いので小浜フリートとY23クラブを分けるという考えは費用負担を分けるという考えであると思う。別扱いをするのは、シニアクラブとジュニアクラブと考えれば良いのでは。費用負担はしてもらわないと、棧橋の補修について、被害発生時にはMORCに依存するという点について、既存の棧橋は棧橋のオーナーが棧橋の補修の費用負担を行うという棧橋会計の概念で運用しているので、MORCはそれらの方々の後援を行うというのが本来の位置付けである。】

鈴木オーナー 【 小浜フリートの経営という立場から考えると、B棧橋も係留費用が20万円で定められていたが、係留希望者がいなかった。10年以上B棧橋が無収入であったことを考えると、MORCとして収入が見込めるので有効利用であるし、人も比較的若い方を集めることができ、これまでの会員にも別の楽しみを提供できる良い機会であると考え。無償という話がでていますが、決して無償ではなく、陸上部分を含めて応分の負担をするものである。】

森田オーナー 【 MORCという既存の組織があり、昔から試行錯誤して策定されてきたルールがあるので、今後変更するかどうかは別にして、とりあえずそのルールに則つとらないと不公平感が生まれる。組織図における組織図論的には、小浜という場所の中で同居していながら、一体感が無くなってしまふのではと危惧しており、場所というファクターは大きな意味を持つものとする。】

佐藤オーナー 【 アセーナのオーナーとしての一番の課題は泊地を確保することである。現在費用負担をして艇を係留している。Y23の方も一人のオーナーとなれば、一番の課題は泊地確保であり、その方が違う条件で艇を係留すればおかしいと思うのは当然である。ルールがあるのだから、ルールに従って、その上でヨットを普及したいのであれば、やるべきことをやった上で普及活動をされるのが良いのではないか。】

松木オーナー 【 どこの誰だか判からない人間が、小浜の施設を無断で無償で勝手気ままに使うのは、自分達が年間5万円の費用負担をしているが、本来費用を負担している会

員のために使われるべきお金が知らない人間に使われるのは看過できない。ここには基本的にルールがあるのだから、それに則りヨットライフをすべきである。そこが明確にならないのであれば、新しいクラブを作りたいといっても、まずルールに則り入会し費用を支払い、その後クラブ新設の提案を行い、理解を求めるという手順抜きで、誰かもわからない人間がB棧橋よこせというのは虫が良すぎる。出発点がぐじゃぐじゃであるし、館石さんも3艇確保して個人に売らずにMORCに寄贈すれば良かった。MORCの管理下であれば何の問題も無かった。ビジネスで売った以上、購入した人は一人のオーナーであり、そこを履き違えていることが現在の問題である。その解決がなければ、虫が良すぎて話は進められない。】

齊藤オーナー【高橋先生の話、館石さんの考えに同意していた。赤石先生鈴木先生の考えにも賛成である。しかし、ルール作りを忘れていたのではないかと思う。次の時代の歴史を作っていくと思えば、ルールを作り運営していくことは素晴らしいことと考える。】

武田オーナー【Y23のスタート時点で、艇を係留できるから係留したという時点からボタンの掛け違いが生じたと考える。MORCに普及という大義名分があって、普及するのであればMORCが使用料を取ってレンタルするという、収益活動と普及活動を両立させれば良かったと思う。しかし現在、所有権使用権を与えられた購入者が費用負担もしていないという状況に対して、一旦けじめをつける必要がある。赤石理事長の話にあった未来志向で考えることも必要だが、原点に立ち返り普及活動のためMORCで艇を1艇でも2艇でも購入し、普及事業するのが良いと思う。しかしそれだけで解決する問題でもない。】

議長【Y23クラブの方々に、生の声を聞いていただいた中で公平性、これまで決められてきたルールについて考え直していただけないかという声が多数あったので、Y23クラブの方々に再検討をお願いして良いか】

田村代表【様々な意見があることについては承知した。】

赤石理事長【Y23クラブ側が今後負担を考えている今回の提案について、艇代表者の方にも検討して頂きたい。】

田村代表【過去に遡って、言われることについては返事のしようが無い。これからはY23クラブも費用負担をしていくとの考えで2ページ目の資料に費用負担内容を明示した。】

岩間オーナー【B棧橋の無償利用、MORCによるY棧橋の復旧費用については、200万円相当のY棧橋をMORCに譲渡することに対する対価であると考え。Y棧橋の所有権がMORCに移る以上、修繕義務はMORCにあると考える。】

2. A棧橋経過報告

木村副理事長【昨年から交渉をしてきたが、今年になり難しい問題に直面したため、訴訟で問題解決を図りたいと考えている。詳細は本日配布資料に示されている。】

赤石理事長【セイルヨットがA棧橋の所有を主張して権利を行使しようとしていることに対し、MORCが元々中央棧橋を所有していた。それを元の棧橋がMORCのものであることを認めてもらう訴訟をしており6月14日に審尋（裁判所からの事情聴取）が行われる。裁判所で裁判の番号を伝えれば、内容確認ができる。】

3. 黄川田元理事長によるMORCの経緯、意義説明

黄川田元理事長【本日の会議議案であるY23問題、A棧橋問題には共通の内方する観点が存在する。MORC組織自体の存在意義を元に考える必要がある。泊地問題はこの組織ができた時からの課題であり、組織設立目的である。小浜フリート松島フリートにおける艇係留は、我々が既得権と考えているのならその考えは間違っている。現状の係留状況を維持していくための公益社団法人としてMORCがあった。宮城県教育委員会認定の唯一のスポーツ団体として存在することによって係留場所を維持していこうという団体であった。2006年に国の通達で漁港にプレジャーボートをおけるようになり、不法係留艇対策として漁港にビット整備がなされた。MORCが活動する小浜港が漁港ではなく避難を目的とした一般港であった事、またMORCが公益社団法人であった事によりビット整備適応外となった。MORCの二階建て建屋が存在し、ワッチができマリンVHF海岸局も有していることで、港湾当局がMORCを別格扱いした。現在、正式な書面に基づく係留となっていない状況という意味で不法係留となっているのが松島フリート、小浜フリートである。そういうあやうい状況下にあることも事実と認識し、MORC内部の状況は静穏であることが望ましい。MORCは実際には、泊地を獲得維持するための法人であったことは否めない。Y23の企画を上げる場合には事前許諾が必要。MORCでこれまでに生じた大きな問題は、泊地の問題とお金の問題であった。泊地は賃貸マンションのように、お金を支払い入居すれば済む場ではなく、併せて責務と役務がつきまとう。皆で協力して運営していかないと成り立たないマリーナである。費用負担、理事構成についても再検討が必要ではないか、また根本的に各会員が積極的に活動しないと継続できない泊地である。占有海面と言われているこの港では、業者もクラブも独自の構造物を自由に設置できる所ではないと思っていた。加えてA棧橋の帰属の問題で揉めているのは危うい状況にある。既得権と考えていても、宮城県と交わした文書は一切無い状況にある。今後マリン行政は劇的に変わる過渡期にある。今後変革していく中で、MORCがその受け皿となりうる組織であってほしい。自分達の組織として自立した組織として続けていくためには自主的な活動が必要不可欠である。係留できているのは、権利を与えられているのではなく利便性と安全性を確保してもらっているだけである。その安全確保は業者の方々の無償行為に依存していたところがある。安心できるセーフティーネットの構築がどうすればできるのかも考え活動してもらいたい。】

高橋オーナー【松島フリートで生じていた問題の確認が遅れてしまったことは重大問題である。C棧橋からも理事を出し、皆さんの意見が上がるような理事会構造にしてもらいたい。】

黄川田元理事長【松島フリートで起きたことは、宮城県と権利を譲り受けた民間会社との間の契約で決まってしまったことである。翻って、小浜フリートにおいては海面使用权以外何も契約は存在しない。】

高橋オーナー【今後、松島フリートの会員が松島に係留できなくなった場合、小浜での受け入れ検討も必要となる】

黄川田元理事長【観光立地の観点から、これからは七ヶ浜町、観光協会との協業が必要ではないか？ 漁業者の衰退を見据えた未来設計も必要である。そのためには受け皿となり得る組織体を維持する必要がある。Y23手続きは不備である。活動していない皆さんの代わりに活動している。Y23活動をもっと有効にする方法を皆で考えることはどうか？】

森田オーナー【 MORCはきちんと海面使用料を支払っているため、不法係留にあたらないのでは？】

黄川田元理事長【 不法係留の定義は、公設泊地においては使用料支払いで係留権を得ている。くろしお北浜マリンベースの場合、海面部分は艇の上げ下ろしのスペースとして場所を確保している。一般社団法人としては、今後地域との連携が大事になると思う。ヨットハーバというグレンデを活用し、新たな顧客を呼び込むアイデアを出し、七ヶ浜町、観光協会に提案を行うことで、新たなハードを公の資金で設置することも可能ではないか？それには、主催者として、組織的にしっかりした組織を維持していく必要がある。】

高橋オーナー【 公益社団法人から一般社団法人に移行したので、収益事業をしても良いのか？】

黄川田元理事長【 収益事業を行い、税金を納めることは大きな要件となる。】

赤石理事長【 公益社団法人においては、公益事業を赤字での運営が求められる。一般社団法人は、会社であり利益追求が可能であるが、現在のMORCは、できた棧橋の借金を皆からの係留費で支払っている。借金を支払った後の棧橋はその後において皆で考えれば良い。七ヶ浜町、宮城県との関係は非常に良好であり、宮城県から様々認めて頂く事例も増えている。】

4. 理事候補者推薦

現行の理事構成がA棧橋 5名に対し、C棧橋 1名となっている。

理事定数15名の中、現在の理事は11名であり、後4名の追加増員が可能である

C棧橋から理事職について頂ける方の推薦を求めたところ、今村オーナー、松木オーナー、熊谷オーナー、斉藤オーナー、4名の名前が上がった。

5. 倉庫設置

A棧橋、C棧橋それぞれに、艇オーナー便宜向上目的の倉庫を設置したい。

各倉庫2区画、1区画のイメージ 幅100cm、奥行き60cm、高さ90cm が2段倉庫の上段を、長尺ものを置くスペースとする。

設置場所： A棧橋 現在貯水タンクを設置している場所

C棧橋 C棧橋に最も近い、オーナーが日常的に駐車している場所

出席者の承認が得られたため、今後港湾管理事務所、漁協への打診を行うこととなった。

6. セーリングツアー

今年度3回予定する案内を出していたが、Y23グランプリの開催日程変更により、第2回目の鮎川へのセーリングの日程が 9月3-4日となった。

鈴木オーナーから、鮎川までの長距離クルージングにあたり、マリンVHF非搭載艇へのサポート体制確保の必要性についてご指摘があった。

7. その他

C棧橋において、ブレーカーが落ちる事態が頻発しているため、現在の50Aから契約容量を変更増大の要望がだされ、対応することとなった。

(文責 乾 清重、作成日 6月12日)

別添1

Emichan オーナー 乾 意見

この度の会議にて、1オーナーとしての意見を述べておりませんでしたので、書面での意見記載をお許してください。

【 多くの方がヨットに触れる機会を増やし、小浜の活性化を図るという、MORC定款上も必要な事業であるにもかかわらず、会員への周知不十分な状況の中、個人所有のヨットをB棧橋に常態係留したことにより、会員から疑問反発が生じてしまったことは残念な状況と考える。Y23クラブ会員と既存会員には大きな溝があるが、その溝を速やかに解消し、一般社団法人としてのMORCの位置付けを強固にする必要に迫られている。かかる状況解決のため、Y23セーリングが始まった当初の状態に戻すべく、Y23を個人所有ではなく、MORC所有として運用し発展できないか検討をお願いしたい。

具体的には、現在個々人が所有しているY23をMORCに売却して頂きたい。MORCには、個人所有のY23を買い取って頂き、MORCの所有管理の下、Y23事業を公益事業収益事業として推進するスキームで検討して頂きたい。 個人所有のY23で引き続きヨットライフを希望される方には、小浜フリートに所属して頂きMORCのルールの下、皆で一緒にヨットライフを楽しみたい。】

別添2

小浜常任委員会開催

小浜常任委員会開催を提案します。

委員 小浜に艇をおく代表者の中で、MORC理事を務めている方

将来のMORC理事候補として お名前が上がっている方

(赤石、鈴木、木村、橘内、佐藤哲、乾、今村、松木、熊谷、斉藤)

議案 Y23クラブ設立について

日時 第1案 7月 3日 (日) 15時から

第2案 7月10日 (日) 15時から

出席者資料

艇代表者会議出席者名簿

日時 令和4年6月5日 13時30分～16時30分

於 MORC事務所

No.	艇名	艇代表者名
1	Moonlight Express	金子 明訓
2	青葉	佐々木 健一
3	仁王	井上 啓
4	C-24 スリカ	井上 裕太
5	KAYA	西 仁 隆
6	フライング	今村 倫二
7	Emichan	野 清重
8	ハイシバル	森田 隆一
9	サカ	橋内 潔根
10	ラビータ	武田 祐一
11	Salsaliente	熊谷 佳林
12	Pino	亀山 文
13	ツルギ	松本 裕彰
14	Poutara 4	高橋 伸一郎
15	サセーナ	佐藤 裕元
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		